八　平成十八年総務省告示第四百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

一　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	当該伝搬障害防止区域の範囲			
	当該伝搬障害防止区域に係る地域の名称	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該伝搬障害防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離の幅（メートル）（キロメートルで示す。）	当該伝搬障害防止区域の外縁と電波伝搬路の地上投影面の中心線との交点の位置（中心線上、上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの㈡に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離の幅（メートル）（キロメートルで示す。）
［一～一五四　略］				
一五五　削除				
［一五六～一六三　略］				
一六四　㈠　長野県佐久市大字野沢字北田二六〇番地七（七二七・七〇） ㈡　長野県佐久市大字上平尾	長野県 佐久市　野沢、原、中込、瀬戸、新子田、猿久保、安原、下平尾、上平尾	五〇	〇・〇〇 七・四五 七・五六 七・九五	五〇

改正前

一　［同上］

区分	当該伝搬障害防止区域の範囲			
	当該伝搬障害防止区域に係る地域の名称	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該伝搬障害防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離の幅（メートル）（キロメートルで示す。）	当該伝搬障害防止区域の外縁と電波伝搬路の地上投影面の中心線との交点の位置（中心線上、上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの㈡に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離の幅（メートル）（キロメートルで示す。）
［一～一五四　同上］				
一五五　㈠　新潟県柏崎市鏡町一〇番地一〇（五二一・七〇） ㈡　新潟県柏崎市槇原町字川原新田一一三五番地一（四九・八〇）	新潟県 柏崎市　春日二丁目、春日三丁目、松波二丁目、槇原町	五〇	一・九〇 二・八〇	五〇
［一五六～一六三　同上］				
一六四　㈠　長野県佐久市大字野沢字北田二六〇番地七（七二七・七〇） ㈡　長野県佐久市大字上平尾	長野県 佐久市　野沢、原、中込、瀬戸、新子田、猿久保、安原、下平尾、上平尾	五〇	〇・〇〇 七・四五 七・五六 七・九五	五〇